

## 届出内容の変更届及び廃止届の判断について

以下に該当する事由がある場合は、変更届もしくは廃止届が必要になります。

※保健所へ届出をしても、法施行後に何らかの状況の変化があった場合、引き続き喫煙可能室（店）として設置できない場合があります。詳細につきましては保健所へお問い合わせください。

変更内容	必要な届出書
法施行前から営業している店舗で、業態に変更がなく、営業許可番号が変更になった場合	変更届出書
法施行前から営業している店舗で、業態に変更があった場合、営業許可番号が変更になった場合 (例えば、そば屋がラーメン屋になった場合)	変更届出書
「設備を設けて飲食を提供する施設」ではあるものの、 <u>風営法上の許可を新たに取得または廃止した場合</u> (例えば、居酒屋がキャバレーになった場合)	廃止届（注意！） 理由：新規店舗扱いとなり喫煙可能室（店）の対象外になります
経営者が同一で、店長が変更した場合	変更届出書
個人事業主が経営する店舗で、相続によって同じ業態の事業を継承した場合	変更届出書
法人経営する店舗で、合併や分割によって同じ業態の事業を継承した場合	変更届出書
個人事業主が経営する店舗で、相続人等以外の者が継承した場合	廃止届書（注意！） 理由：新規店舗扱いとなり喫煙可能室（店）の対象外になります
法人が経営する店舗で、別法人に事業譲渡した場合	廃止届書（注意！） 理由：新規店舗扱いとなり喫煙可能室（店）の対象外になります。
<u>災害、土地収用、土地区画整理事業、区分所有者の多数の賛成に基づくビルの建て替え等、法律上の規程に基づく自由による新築、移築、移転等によって、同じ業態の事業を再開する場合</u>	変更届書
<u>災害、土地収用、土地区画整理事業、区分所有者の多数の賛成に基づくビルの建て替え等、法律上の規程に基づく自由によらない（それ以外の）新築、移築、移転や客室部分の改築（建築物の一部につき、当該部分の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の全てを除却し、作り直すこと）、大規模修繕・模様替え（建築物の主要構造部の1つにつき、その過半を公示すること）</u> といったいわゆる大規模改修を行った場合 ※壁紙の張替えや、店内のレイアウト改装、調理設備の入れ替えなど、建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）を変更しない場合は、ここには該当しない	廃止届書（注意！） 理由：新規店舗扱いとなり喫煙可能室（店）の対象外になります
喫煙可能室（店）に該当していた施設について、施行後に資本金が5000万円を超えた場合や客席面積が100㎡を超えた場合	廃止届書（注意！） 理由：経過措置対象の施設ではなくなるため